

宮崎県新型コロナウイルス等対策行動計画の案

薬務感染症対策課

1 計画改定に係るこれまでの主な対応

- 6月 ・ 常任委員会報告（改定概要）
- 8月 ・ 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
・ 関係機関（市町村、県医師会、県看護協会等）向け説明会の実施
- 9月 ・ 常任委員会報告（骨子案）
- 10月 ・ 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
・ 関係機関（市町村、県医師会、県看護協会等）への意見照会
- 11月 ・ 内閣官房内閣感染症危機管理統括庁への意見聴取
- 12月 ・ 常任委員会報告（素案）
・ パブリックコメントの実施（意見無し）
- 2月 ・ 感染症対策審議会における意見聴取

（審議会委員からの主な意見）

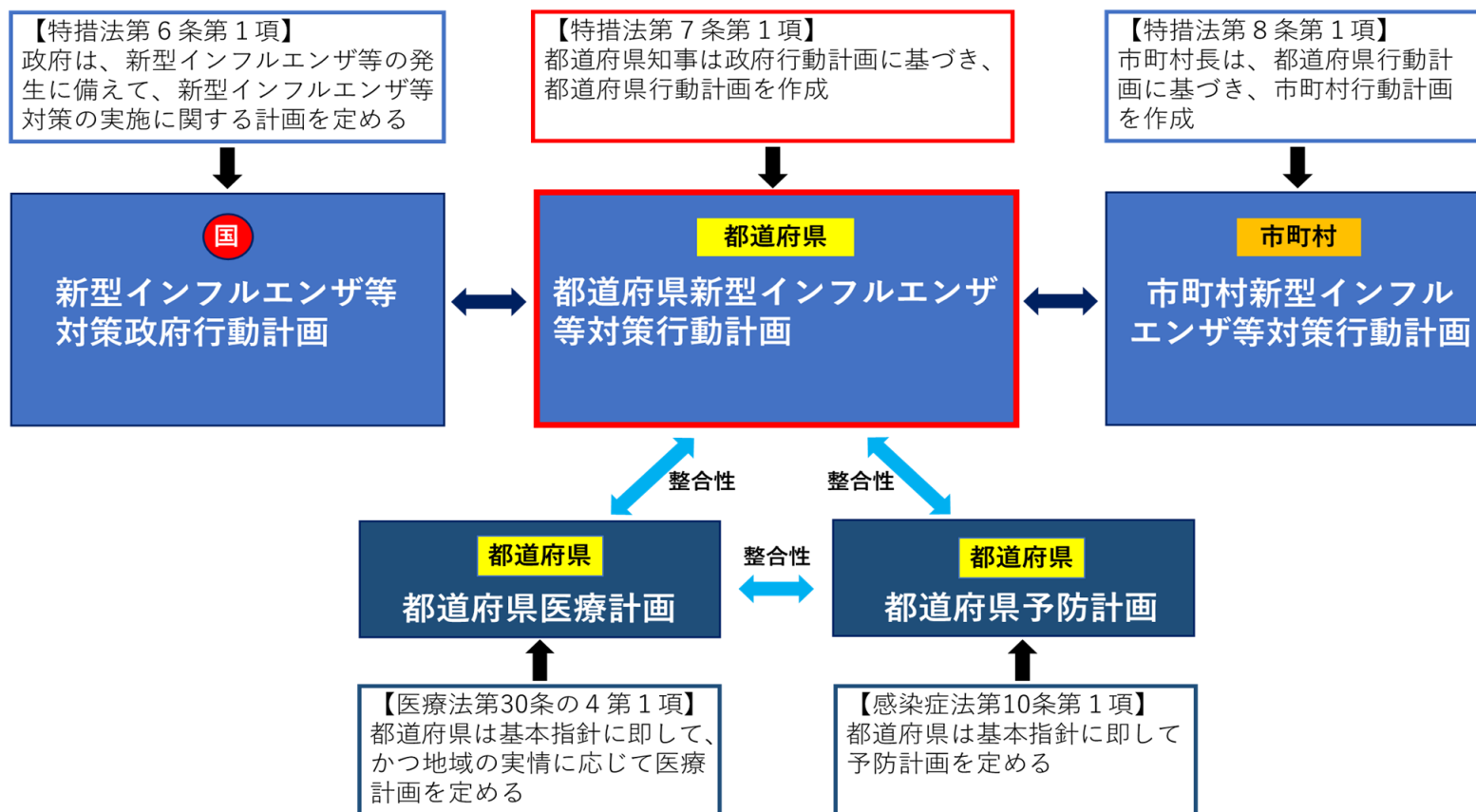
次の感染症危機に備え、「研修等の実施による感染症対応人材の育成」や「感染症対策連携協議会等を活用した関係機関間の連携強化」、「医療機関等との病床確保や発熱外来等に関する協定締結等による医療提供体制の確保」など、本計画に沿った取組を進めていただきたい。

- 3月 ・ 常任委員会報告（計画案）

2 計画の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、市町村行動計画等の基準となるべき事項を定めることにより、宮崎県感染症予防計画等と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図る。

（参考）各計画の関係性イメージ



3 目指す目標

感染症危機に対応できる平時からの体制作り、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの視点から対策の充実・強化を図り、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやか（柔軟）に対応できる社会を目指す。

【計画期間】

令和7年度から

（概ね6年ごとに改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じる）

4 策定に当たっての基本的な考え方

政府行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等（※）の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期及び対応期」に大きく分けた構成とする。

※ 本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、「①新型インフルエンザ等感染症」、「②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」

5 各対策項目の主な取組（選択肢）

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
1)実施体制	①全庁での対応体制の構築 ②研修、訓練による感染症対応人材の育成 ③感染症対策連携協議会等を活用した関係機関との連携強化	④県対策本部、総合対策部、地域対策本部等の設置 ⑤対応方針の検討・決定(適宜変更) ⑥必要な予算の確保	⑦対応方針・リスク評価に基づき地域の実情に応じた適切な対策の実施、状況に応じた柔軟な実施体制の見直し ⑧市町村との情報共有のための体制構築 ⑨関係機関に対し必要な総合調整の実施
2)情報収集・分析	⑩情報収集・分析の体制整備 ⑪感染症と病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の実施	⑫新型インフルエンザ等の情報収集・分析 ⑬関係機関への必要な情報の共有	⑭国のリスク評価及び地域の実情を踏まえた包括的なリスク評価の実施 ⑮必要に応じ積極的疫学調査等の見直し
3)サーベイランス	⑯感染症サーベイランス体制の構築 ⑰感染症の発生動向の把握 ⑱動物由来による新型インフルエンザ等の発生の監視	⑲有事の感染症サーベイランスの開始(患者発生サーベイランス、入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等)	⑳国の方針(全数把握の必要性の再評価等)を踏まえ、地域の実情に応じた感染症サーベイランスを実施
4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	㉑感染症に関する情報(感染対策、発生状況等)の提供・共有 ㉒リスクコミュニケーションの体制整備	㉓感染症の特性、国内外の発生状況、有効な感染対策等の情報の提供 ㉔対策ウェブサイト・コールセンターの立ち上げ、運営 ㉕偏見・差別等への対応	

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
5)水際対策(病原体の国内侵入への対策)	②⑥検疫所及び医療機関等と連携した合同訓練の実施	②⑦国と連携し、居宅等待機者等に対する健康監視の実施	
6)まん延防止	②⑧換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知	②⑨県内でのまん延防止対策の準備(患者・濃厚接触者への対応の確認)	③⑩感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施(必要に応じ、まん延防止等重点措置等の迅速な実施を国に要請) ③⑪患者・濃厚接触者への対応(入院勧告・措置、外出自粛要請等) ③⑫住民への対応(外出等に係る要請等)
7)ワクチン	③③接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の準備		③④ワクチン接種の実施 ③⑤必要に応じ接種体制の拡充
8)医療	③⑥医療機関等との医療措置協定の締結(病床確保、発熱外来等) ③⑦医療機関の設備整備促進 ③⑧新興感染症医療コーディネーターの確保、平時からの関係構築	③⑨医療機関に対する医療機関等情報支援システムへの確実な入力への要請 ③⑩相談センターの整備	③④①医療機関の不安軽減等を図るため、国等から共有された最新の知見・情報の提供等を行うための協議の場の設置 ③④②新興感染症医療コーディネーター等と連携し、円滑な入院調整体制の構築 ③④③協定に基づく医療提供体制の確保 ③④④必要に応じ、臨時の医療施設の設置

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
9)治療薬・治療法	④5 抗インフルエンザウイルス薬の安定的な備蓄	④6 国による医療機関等への円滑な流通体制を活用し、必要な配分の実施	→
10)検査	④7 民間検査機関、医療機関との検査等措置協定の締結 ④8 検査体制の整備（検査機器の維持及び検査物資の確保等）	④9 検査の実施 →	→
11)保健（保健所機能の維持等）	⑤0 有事の際に優先的に取り組むべき業務の整理 ⑤1 IHEAT要員の確保 ⑤2 研修・訓練等の実施	⑤3 感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備 ⑤4 必要な物資・資機材の調達準備	⑤5 本庁や地方連絡協議会からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の実施 ⑤6 ICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等による保健所等業務の効率化の推進
12)物資	⑤7 感染症対策物資等の備蓄、関係機関への同物資等の備蓄・配置の要請	⑤8 国・事業者と連携し、必要量の確保促進（感染症対策物資等の不足が見込まれる場合）	⑤9 緊急物資の運送、特定物資の売渡し等の要請（緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合）
13)県民生活及び県民経済の安定の確保	⑥0 事業者や県民に対するマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨	→	⑥1 県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施 ⑥2 必要に応じ、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請